

## 指定管理者総合評価シート

## 1 施設の概要

施設名	旭川市末広地域活動センター	所在地	旭川市末広東2条9丁目11番3号
設置目的	地域活動を支援するとともに、市民の交流及び協働を促進し、もって活力ある地域社会の形成及び地域主体のまちづくり実現に寄与する。		
規模	敷地面積:2,667.31㎡・建築面積:771.80㎡・構造:鉄筋コンクリート造一部木造平屋建・室名:多目的ホール, 研修室, 会議室・その他の内容・専用駐車場36台(うち:身体障がい者専用スペース2台)	設置年月日	平成27年4月1日

## 2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	旭川市末広地域活動センター運営委員会	指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
指定管理業務の内容	1 センターの事業に関すること 地域活動に関する情報の収集及び提供・参加する機会の提供, 交流及び協働の促進 2 センターの使用の承認・施設及び設備の維持管理に関すること 使用申請の受付及び承認並びに取り消し, 利用にあたっての整理・指導, 利用料金の設定及び徴収, センター管理のための仕様書に掲げる業務	指定管理料(千円)	R2 11,445 千円 R3 11,925 千円 R4 12,131 千円 R5 11,786 千円 R6 12,933 千円

## 3 総合評価

施設所管部の評価(1次評価)	管理運営方法の見直し	
	指定期間中の導入効果及び課題	1 導入効果 当館で活動しているサークルの一覧表やサークル紹介パンフの掲示・配布, 日曜日に個人利用者への一般開放の実施などにより, 利用者の利便向上に取り組んでいるほか, 地域団体と共催で運動会や防災教室などを実施し, 一定の利用率を保つだけでなく, 地域に根ざした親しみのある施設に着実になってきていることが認められる。 2 課題 適切な施設管理が行われている中で, 同館は, 建築後近々10年を迎えることになり, 施設の修繕が必要な箇所も少なからず出現していることから, 今後計画的な修繕を実施していくことにより, 地域住民が安心して利用できるように取り組んでいくことが課題である。
	今後の管理形態	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 直営 理由 1 直営に比べ, 地域の住民が主体となって管理運営を行うことで, 地域ニーズをきめ細やかに, すみやかに対応できている。 2 地域住民のノウハウや経験豊富なものが運営に携わることで, 直営に比べ, 経費の面からも効率的な運営を行うことができている。
	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 非公募
	非公募の場合, その理由	当施設は, 開設時より, 周辺地域の住民を中心とした運営委員会により運営が行われ, 地域活性化や地域主体のまちづくりの貢献など, 設置目的を理解し, 施設の利活用を高める取り組みに努めていることから, 引き続き末広地域活動センター運営委員会が運営することが, 適当であると認められるため, 非公募とする。
	今後の改善点	
施設及び設備の適正な維持管理と利用のため, 建物及び設備の修繕及び更新を計画的に行っていく必要がある。		
制度所管部等の評価(2次評価)	仕様書に基づき適正に管理運営がなされているとともに, 地域への広報を積極的に行い, 地域団体と行事を共同開催し, 施設の利用件数も新型コロナウイルス以前に戻つつあるなど, 地域活動の活性化に寄与していることから, 指定管理者制度導入のメリットが認められる。 現指定管理者である旭川市末広地域活動センター運営委員会については, 地域住民を中心として構成されている団体として施設管理を担い, 地域に根ざした取組を積極的に行っており, 当該団体が指定管理を行うことが妥当である。引き続き, 経費節減に努めながら効率的な経営を行い, 更なる地域の利用者の活動拠点施設としての管理運営を目指すことが望まれる。 ただし, 今後, 担い手不足が懸念される中, 当該団体が継続して受け皿になり得るかは不透明なことから, 公募についても視野に入れて選定を進めること。	